

## 橋梁補修工事に係る調査方法の比較

### 「小規模橋梁の簡易点検要領(案)」における調査内容

調査項目	実施項目
1 形状寸法	・橋梁の寸法・形状の記録 ・調査状況の写真
2 表面観察	・外観調査（ひび割れ、変色、浮き、剥離など）→スケッチ、写真 ・内部不具合調査（空洞、豆板など）→スケッチ、写真 ・打音検査（テストハンマー）
3 鉄筋位置 かぶり厚さ	・電磁波レーダーによる鉄筋の配置 ・かぶり厚さの測定
4 圧縮強度	・リバウンドハンマーによる表面硬度測定から推定 (JIS A 1155, JSCE-G-504)
5 中性化深さ	①ドリル法による粉末で中性化深さ測定 (NDIS 3419) ②ろ紙に噴霧したフェノールフタレン溶液が赤紫色に呈色 ③ドリルを止めて、その時の深さをノギスで測定
6 塩化物イオン量	・乾式ドリルによる粉末採取 →実験室で簡易塩分測定器「クロキット」による塩分量測定

17

## 橋梁補修工事に係る調査方法の比較

項目	橋梁補修詳細調査	簡易橋梁点検
試料の採取	・試験の供試体として所定量のコンクリートコアを採取。	・試験の試料としてドリルによりコンクリートの粉末を採取。
中性化深さの測定	・採取コアを用いて、フェノールフタレン法により、中性化深さを測定。（室内試験）	・ドリルによる削孔時に生じる粉末を用いて、フェノールフタレン法により、中性化深さを測定。（現場試験）

18

## 橋梁補修工事に係る調査方法の比較

項目	橋梁補修詳細調査	簡易橋梁点検
強度調査	・採取コアを用いて、圧縮強度を確認。（室内試験） 	・橋梁本体で、リバウンドハンマーにより圧縮強度を確認。（現場試験） 
塩化物イオン量測定	・採取コアを切断し、深さ方向における塩化物含有量を確認。（室内試験） 	・採取した試料を簡易測定キット「クロキット」により塩化物含有量を確認。（室内試験） 

19

## 橋梁補修工事に係る調査方法の比較

 <small>令和2年5月 近未来コンクリート研究会 一般社団法人コンクリートメンテナンス協会</small>	 <small>2020年4月</small>
---	--

小規模橋梁の簡易点検要領(案)

コンクリート構造物を対象とした  
亜硝酸リチウムによる  
補修の設計・施工指針(案)

20

# 「橋梁補修工事に係る品質確保について」

(一社)広島県土木協会

21

## 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1107条 管理技術者

表 1.1.1 管理技術者の資格要件

土木関係建設コンサルタント業務の部門	技術士 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条 に定める技術部門	シビルコンサルティングマネージャ (RCCM)
河川、砂防及び海岸・海洋		「部門」ごとの資格
池沼及び空港		同上
電力土木	建設	同上
道路		同上
鉄道		同上
上下水道及び工業用水道	上下水道	同上
下水道	上下水道	同上
農業土木	農業	同上
森林土木	森林	同上
水産土木	水産	同上
造園		同上
都市計画及び地方計画	建設	同上
地質	建設又は応用理学	同上
土質及び基礎		同上
鋼構造及びコンクリート		同上
トンネル	建設	同上
施工計画、施工設備及び積算		同上
建設環境		同上
廃棄物	環境	同上
建設機械	機械	同上
電気電子	電気電子	同上

※ 技術士又は RCCM の資格証の写しを添付すること。

23

## 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1107条 管理技術者

- 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者（特記仕様書で規定する「土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者に求める部門」ごとに、表 1.1.1 管理技術者の資格要件による。）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（表 1.1.2 同等の能力と経験を有する技術者要件による。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 管理技術者に委任できる権限は契約約款第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約約款第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

22

## 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1107条 管理技術者

表 1.1.2 同等の能力と経験を有する技術者要件

1)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者。
2)	学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。
3)	建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。

※ 実務経歴書を添付し通知する。

※ 特記仕様書に規定する「土木関係建設コンサルタント業務の部門」を問わず、1) 2) 3) のいずれかの要件を満たせばよい。

24

# 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1108条 照査技術者及び照査の実施

2. **設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は**,次に示す内容によるものとする。
  - (1) 受注者は,設計業務等における照査技術者を定め,発注者に通知するものとする。
  - (2) 照査技術者は,技術士,シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者（特記仕様書で規定する「土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者に求める部門」ごとに,表1.1.1 管理技術者の資格要件による。）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（表1.1.2 同等の能力と経験を有する技術者要件による。）でなければならない。
  - (3) 照査技術者は,照査計画を作成し業務計画書に記載し,照査に関する事項を定めなければならない。
  - (4) 照査技術者は,設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに,成果の内容については,受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

25

# 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1109条 担当技術者

1. 受注者は,業務の実施にあたって**担当技術者を定める場合は**,その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（**管理技術者と兼務するものを除く**）なお,担当技術者が複数にわたる場合は,適切な人数とし,8名までとする。
2. 担当技術者は,設計図書等に基づき,適正に業務を実施しなければならない。
3. **担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。**

「土木設計業務等委託契約約款」広島県（参考）

（管理技術者）

第10条 受注者は,業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め,その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも,同様とする。

2 管理技術者は,この契約の履行に関し,業務の管理及び統轄を行うほか,業務委託料の変更,業務委託料の請求及び受領,第14条第1項の請求の受理,同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き,この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。

# 1 共通仕様書における技術者要件

「設計業務等共通仕様書（令和4年8月）広島県」

第1108条 照査技術者及び照査の実施

2. (つづき)
  - (5) 照査技術者は,成果物納入時の照査報告の際に,**赤黄チェック**の根拠となる資料を発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
  - (6) 照査技術者は,特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における**全体の照査報告書**をとりまとめ,照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ**管理技術者**に提出するものとする。
  - (7) 詳細設計における基本事項の照査は「**設計照査結果表**」に基づき実施するものとする。

- ・赤黄チェックとは,各設計図書の整合性を照査する際に,担当者が数値などの誤りを赤字で修正するだけでなく,正しいことを確認した箇所にも黄色のマーカーでチェックを入れるなどして,照査済みであることを「見える化」する手法。

1.3.2. 既有制法										
基準方法	ダイブリの設計変更, 分析変更			ダイブリの設計変更, 分析変更						
	C1000	Mg	0.4C10	W	0.03	C11000	Mg	0.4C11	W	0.03
既存	1.000	0.80	0.40	1000.00	0.4000	0.8000	0.8000	0.40	0.80	1000.00
補助算用方法										
基準方法	ダイブリの設計変更, 分析変更			ダイブリの設計変更, 分析変更						
	C1000	Mg	0.4C10	W	0.03	C11000	Mg	0.4C11	W	0.03
既存	1.000	0.80	0.40	1000.00	0.4000	0.8000	0.8000	0.40	0.80	1100.00
Q1000 : 基本荷重出力係数水準(タイプI)の標準値 C11000 : 地盤構造式強度係数×設計水準荷重(タイプII)の標準値 Mg : 地盤にかかる設計水平荷重 0.4C10 : 道沢Y(第7.4.1)を選択したときの設計水平荷重(タイプI) 0.4C11 : 道沢Y(第7.4.1)を選択したときの設計水平荷重(タイプII) W : 構造が付加している上部土量										

26

# 2 点検業務における担当技術者要件

「広島県橋梁定期点検要領（令和3年4月）広島県道路整備課」

○定期点検の体制

健全性の診断（部材単位の診断）において適切な評価を行うために,定期点検を行う者が道路橋の構造や部材の状況の評価に必要な知識および技能を有していることが重要であり,以下のいずれかの要件に該当することとする。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること。
- ・道路橋の設計,施工,管理に関する相当の専門知識を有すること。
- ・点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。

《橋梁定期点検の場合》

- ・**管理技術者に必要となる資格（技術士,RCCM）**,若しくは,**同等の能力と経験を有する技術者**を発注条件としている。

27

28

